主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人岡井藤志郎の上告趣意(昭和四〇年一一月一五日付、同四一年二月一〇日付、同四二年三月一三日付)中、憲法三七条二項後段違反をいう部分の実質は、単なる法令違反の主張であり、憲法七六条三項違反をいう部分の実質は、その余の論旨も含め、すべて単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、適法な上告理由にあたらない(本件火災は、第一審判決認定のとおり、本件焚火が原因であると認められる旨の原判決の判断は、相当である。)。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、 主文のとおり決定する。

昭和四二年六月三〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	松	本	正	雄
裁判官	柏	原	語	六
裁判官	田	中	=	郎
裁判官	下	村	Ξ	郎